

週休 2 日制確保モデル工事 Q & A（公開）

Q 1 祝日はどのような取扱になるのか。

A 1 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には現場閉所扱いとなります。

Q 2 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められるのか。

A 2 降雨、降雪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

Q 3 降雨、降雪等で休工とした平日の振替として、週末（土日）に作業を行う場合はどのような取扱になるのか。

A 3 週末（土日）に作業を行う場合があったとしても、実施要領 2（6）「対象期間」の全体において、現場閉所割合が 28.5%（4 週 8 休）以上となる場合には、実施要領 2（3）「4 週 8 休以上」の達成となります。
なお、週末（土日）に一度でも工事を実施した場合は、発注者の指示で施工した場合を除き、実施要領 2（2）「完全週休 2 日」は未達成となります。

Q 4 午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所として扱えるのか。

A 4 実施要領 2（7）現場閉所日のとおり、一日を通して現場を閉所する日を現場閉所と定義しています。
したがって、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。

Q 5 週末（土日）に発注者からの指示で受注者の責に因らない作業を行った場合は、どのように休日確保すればよいのか。

A 5 受注者の責に因らない作業を週末（土日）に行った場合、作業を行った日は休日の取得計算から除外する（積み上げない）ので、代替休日確保する必要はありません。
また、「完全週休 2 日」への影響もありません。

Q 6 週休 2 日の確保を理由に工期延伸は認められるのか。

A 6 週休 2 日の確保を理由とした工期延伸は認められません。

ただし、次に示すような場合は、必要に応じて工期延伸について、発注者と協議してください。

- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q 7 工期延伸した場合の週休 2 日の考え方はどうなるのか。

A 7 工期延伸した場合は、その分週休 2 日の対象となる期間も延伸されます。

Q 8 実施要領 2 (7) の現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等とは、具体的にどのような作業なのか。

A 8 具体的には次の作業が該当します。

- ・現場内の定期的な巡回パトロール
- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業
(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など)
- ・現場での災害発生時の対応作業
- ・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・現場内の交通誘導警備

Q 9 工事途中で受注者の都合により、4 週 8 休が達成できないことが判明した場合、どのような対応をすれば良いのか。

A 9 工事途中で 4 週 8 休が達成できないことが判明した場合、受注者は、その日までの現場閉所状況を別紙 3 (現場閉所履行報告書) により監督員に報告してください。

また、達成が困難であると判明した日以降は、別紙 2 (現場閉所履行報告書) の提出は不要です。

なお、こうした状況になった場合は、工事成績評定の加点や労務費等の補正は行いません。

Q10 現場状況等のやむを得ない理由により、工事途中で発注者から週休2日の取組は困難と伝えられた場合、どのような対応をすれば良いのか。

A10 受注者は、その日までの現場閉所状況を別紙3（現場閉所履行報告書）により監督員に報告してください。
また、取組の継続が困難であると判明した日以降は、別紙2（現場閉所履行報告書）の提出は不要です。
なお、こうした状況になった場合は、工事成績評定の加点や労務費等の補正は行いません。

Q11 実施要領2（6）「受注者の責に因らない現場作業等」とは、具体的にどのような作業となるのか。

A11 具体的には次の作業が該当します。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業
（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）
- ・道路占有者（下水・電気・ガス・NTT等）他の行政機関（市町等）の発注工事との調整に伴い、土日に行う作業
- ・第三者による事故や住民からの要望等で土日に行う作業
（商店等から休日施工を要望されて土日に作業をする場合）

Q12 週休2日制確保モデル工事の対象にはなっていませんが、自主的な取組として、週休2日に取り組む場合には、加点や経費補正はありますか

A12 自主的な取組を実施する旨の申出を監督員と協議し、承認した場合は要領に基づき、週休2日に取り組み、その履行が確認された場合は、工事成績評定で評価します。ただし、経費補正は行いません。